

島根県報

平成28年3月31日(木)

号外 第 6 6 号 (毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.lg.jp/

Ħ	次

【訓令】

官報報告規程の一部改正

(総務課) 2

訓

島根県訓令第14号

庁中一般

官報報告規程(昭和31年島根県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条の表第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

様式第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

様式第4号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定(裁決)」を「裁決」に、「不服申立人」を「審査請求人」に 改める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政不服審査法(平成26年法律第68号) 附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は 不作為についての不服申立てに係るものについては、なお従前の例による。